

質問に対する回答について

工事名) 東北中央自動車道 天童南スマート IC 工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書 P4 6-1 工事用地等の確保 工事用地等の使用可能時期として示された2 箇所は、設計図書 土工の P3 位置図(3)用地 関係に図示されている A 部詳細図と考えてよ いでしょうか。	そのとおりです。
2	特記仕様書 P4 6-1 工事用地等の確保 工事用地(資機材置き場等)の明記がありません が、請負者側で確保するものと考えてよいで しょうか。その際、費用については設計変更協 議と考えてよいでしょうか。	資機材置き場等は共通仕様書 1-9-2 に示すと おり受注者にて確保願います。なお、上記に係 る費用については、共通仕様書 1-34-1 に示すと おり諸経費に含まれます。
3	特記仕様書 P5 7-1-2 自工区外盛土場の 共同使用 特記仕様書 7-1-2 に示されている業者との共 同使用とした場合、当該工区での盛土量は約 4, 400m ³ に満たないものと考えられます。その 場合、他場所における盛土場の提供を頂けるの でしょうか。	盛土可能量が確保できない場合については、別 途協議事項とお考えください。
4	特記仕様書 P7 9 作業日及び作業期間に 関する事項 9-1 冬期休止期間より 3 工種が重複する 12 月 17 日から 3 月 2 日の期間においては実質的作 業が出来ないものと考えます。したがって現場 代理人を除く職員の他工事兼務を行えるもの と考えてよいでしょうか。	共通仕様書 1-7-2 (2) に示すとおりです。
5	特記仕様書 P7 9 作業日及び作業期間に 関する事項 冬期休止期間における土工の作業において、排 水工(掘削、埋戻し等)や構造物工(掘削、埋 戻し等)は含まれないものと考えてよいでし ょうか。	土工に関連する作業(用・排水工、構造物掘削 等)は特記仕様書 9-1 に示す土工に含むもの とお考えください。ただし、理由を付した書面と 施工計画書を監督員に提出し、確認を得た場合 はこの限りではありません。
6	特記仕様書 P7 9 作業日及び作業期間に 関する事項 冬期休止期間における舗装の作業において、路 盤工や基面整形などは含まれないものと考え てよいでしょうか。	舗装に関連する作業(路盤工、基面成形等)は 特記仕様書 9-1 に示す舗装に含むものとお考 えください。ただし、理由を付した書面と施工 計画書を監督員に提出し、確認を得た場合はこ の限りではありません。
7	特記仕様書 P7 9 作業日及び作業期間に 関する事項 冬期休止期間におけるコンクリートの作業に おいて、関連工種の足場工や鉄筋工、型枠およ び小構造物の基礎コンクリート等は含まれな いものと考えてよいでしょうか。	コンクリートに関連する作業(足場工、鉄筋工、 型枠工、基礎コンクリート等)は特記仕様書 9-1 に示すコンクリートに含むものとお考 えください。ただし、理由を付した書面と施工計 画書を監督員に提出し、確認を得た場合はこの 限りではありません。

8	<p>特記仕様書 P7 9 作業日及び作業期間に関する事項</p> <p>作業抑制期間の明記（ゴールデンウィーク、夏季混雑期、年末年始等）がありませんが、高速道路上の交通規制を行うことができないなど、作業休止期間の指定はないものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>本工事は、高速道路における交通規制工を含んでいませんので、作業抑制期間は示しておりません。なお、契約締結後に監督員から高速道路における交通規制工の追加があった場合は、作業抑制期間について別途通知致します。</p>
9	<p>特記仕様書 P9、P11 10-1 関連工事 12-1 工事用道路の指定</p> <p>市道（仮称）スマートインター1号線道路改良工事（第1期）及び同2号線道路改良工事の予定工期はそれぞれ3月24日及び3月30日となっていますが、使用開始時期が令和5年8月とされております。同年4月から7月までにおける工事用車両搬入路についてお示し願います。</p>	<p>特記仕様書 12-1 に示す工事用道路 番号3及び4の使用が可能となります。</p>
10	<p>特記仕様書 P12 15 残存物件に関する事項</p> <p>本表に示されていない品目についてはすべて産業廃棄物処理として取壊し及び処分費用を計上するものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>交付図書に示すとおりです。</p>
11	<p>特記仕様書 P14 16-5 光通信ケーブル等損傷事故防止対策</p> <p>設計図書を確認する限りにおいて、当該工事において光通信ケーブルはないものと考えてよいでしょうか。もしある場合には、別途資料提供をお願い致します。</p>	<p>特記仕様書 8. 関連施設その他との関係(2)に示すとおりです。</p>
12	<p>特記仕様書 P14 16-7 地下埋設物関連事故の防止対策</p> <p>当該工事において、特記仕様書 16-7-3 に示すもの以外の地下埋設物はないものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 8. 関連施設その他との関係(2)及び 16-7-3 に示すとおりです。</p>
13	<p>特記仕様書 P15 16-7-3 地下埋設物の確認等について</p> <p>地下埋設物として暗渠管が計上されておりますが、既存暗渠管の撤去工事及び周辺への新設工事対応は別途工事業者で行うものと考えてよいでしょうか。</p> <p>またその場合における、撤去完了時期はいつまでと考えておけばよいでしょうか。</p>	<p>暗渠管について別工事（畦畔工事）での施工となります。時期については、工事工程表（概略工程表）を参照ください。</p>
14	<p>特記仕様書 P25 26-5-2 施工</p> <p>26-2-2 施工では平均載荷盛土 10cm/日を標準の施工速度とすると記されておりますが、載荷盛土取除き工において想定している平均速度についてお示し願います。</p>	<p>載荷盛土における取除き速度の指定はありませんので、貴社の施工計画にてお考えください。</p>

1 5	特記仕様書 P25 26-5-2 施工 載荷盛土取除き工において発生する土砂量は約 21,000m ³ と思われませんが、この土砂は盛土工 A3 としてランプ盛土に流用するものと考えてよいのでしょうか。その際における場内運搬距離が不明です。土量配分表と併せてご提示をお願い致します。	交付図書に基づき貴社の施工計画にてお考えください。
1 6	特記仕様書 P30 26-13 交通保安要員 3箇所での配置指定となっております。金抜設計書 番号 98 項目番号 19-(2) では 916 人・日と示されておりますが、この各箇所における内訳が不明なため、お示し願います。	交付図書に基づき貴社の施工計画にてお考えください。
1 7	特記仕様書 P35 26-16 補強盛土工 26-16-4 材料に規定する材料調達が出来ず、盛土材土質条件を満たせない場合、改良等による設計変更協議と考えてよいのでしょうか。	特記仕様書 26-16-4 に示すとおり材料が盛土材料として適用できなかった場合は、別途協議事項とお考えください。
1 8	特記仕様書 P36 26-17 補強土壁工 26-17-4 材料に規定する材料調達が出来ず、盛土材土質条件を満たせない場合、改良等による設計変更協議と考えてよいのでしょうか。	特記仕様書 26-17-4 に示すとおり材料が盛土材料として適用できなかった場合は、別途協議事項とお考えください。
1 9	特記仕様書 P38 26-19 カルバート閉塞工 カルバート閉塞工の実施に伴い、既存構造物並びに構造物周辺の沈下等の影響はないものと考えてよいのでしょうか。また動態観測を行うこととなる場合においては、設計変更協議と考えてよいのでしょうか。	カルバート閉塞工の施工に伴う沈下等の影響はないものとお考えください。なお、契約締結後に監督員から動態観測を指示した場合には、別途協議事項とお考えください。
2 0	数量明細書 工種に NEXCO 事業区分と天童市事業区分との表記になっております。この事業区分はなにを意味するものなのでしょうか。またこの事業区分による請負者側としての対応についてお示し願います。	受注者における事業区分ごとの対応はありません。数量明細の表記上、区分しているものとなります。
2 1	数量明細書 数量明細書の天童市事業区分の工種に 3.擁壁工 と記載されておりますが、数量明示がないため非該当であると考えてよいのでしょうか。	そのとおりです。
2 2	数量明細書 (1/13) 天童市事業区分 番号 6 項目番号 2-(5) 盛土工 盛土工 A3 の天童市事業区分の土工数量が 1,609m ³ となっておりますが、この内容が不明であるためお示し願います。	閲覧資料を参照ください。
2 3	土工 P1 位置図 (1) 自工区外盛土場への運搬経路は県道山形羽入線 (片道 L=2.68km) と考えてよいのでしょうか。	貴社の施工計画にてお考えください。
2 4	土工 P2 位置図 (2) 自工区外盛土場 (おおさと大橋高架下) での想定盛土高さをお教え願いたい。また、盛土による既存構造物への影響はないものと考えてよいのでしょうか。	設計図面 (土工) 2/134 に基づき貴社の施工計画にてお考えください。なお、既存構造物への影響はないものとお考えください。

25	土工 P3 位置図 (3) 用地関係 設計図書の A1-STA1+00 付近や C1-STA3+20 付近に監督員詰所や 4t 車等が図示されていますが、これらを設置する箇所として計画とすべきなのでしょうか。	設計図 (土工) 3/134 に示される監視員詰所及び 4t 車等は、当スマートインターチェンジの運用に必要な施設を示しているものになります。 したがいまして、本工事の監督員詰所や車両配置等を指定しているものではありません。
26	土工 P3 位置図 (3) 用地関係 A1・A2・B・C1 の各ランプに囲まれた圃場への地権者の出入りは A-STA2+89.992 の C-Bx を利用するものと思われそうですが、工事期間中における地権者等への配慮条件はあるのでしょうか。	工事期間中における地権者等への配慮条件はありません。
27	溝渠工 P1、P14、P32、P48 一般図 はく落防止対策工 A の仕様が不明なため、詳細についてお示し願います。	共通仕様書 17-10 に示すとおりです。
28	参考図 P1～P3 暗渠排水位置平面図 既存の暗渠排水工は着手前に全て撤去されているものと考えてよいでしょうか。また、新たに設置する必要がある場合においては別途業者対応と考えてよいでしょうか。	参考図に示す暗渠排水は別工事 (畦畔工事) による施工となります。時期については、工事工程表 (概略工程表) を参照ください。
29	参考図 P4 運搬路工平面図 設計図書に示されている運搬路の利用目的が不明なためお示し願います。また、着手時に先行して築造しておく必要があるのでしょうか。	参考図に示す運搬路工は、機能維持 (側道通行及び用水) のため、側道を暫定的に先行整備するもので、天童市にて施工するものになります。閲覧資料を参照ください。
30	参考図 P6 施工区分平面図 施工区分として、NEXCO と天童市が表示されていますが、当該工事においては、発注者 (もしくは監理者) が双方いるものと考えられるのでしょうか。	本工事は NEXCO のみとなります。参考図については、特記仕様書 10 及び設計図面 (土工) 1/134 に示す NEXCO (本工事) と天童市 (市道 (仮称) スマートインター2 号線道路改良工事) の施工区分を示しているものになります。
31	工事工程表 (概算工程表) 工事工程表に記載されている載荷盛土取除きは、令和 6 年 10 月と令和 7 年 5 月となっております。それぞれの時期において想定している載荷盛土を取り除ける範囲についてお示し願います。	工事工程表 (概略工程表) の内容に関する質問は受け付けておりません。
32	工事工程表 (概算工程表) 工事工程表に載荷盛土取除きが令和 6 年 10 月と令和 7 年 5 月に区分けされておりますが、動態観測結果により収束が見込めないとした場合には、設計変更協議によって、必要日数を考慮した工期延長がなされるものと考えてよいでしょうか。	工事工程表 (概略工程表) の内容に関する質問は受け付けておりません。
33	特記仕様書 P 3 1 記載の地盤改良工一浅層混合処理工材料材について、一般的な軟弱土用固化材 (粉塵抑制型) とありますが、固化材種についてご教授願います。	特記仕様書 26-14 に基づき貴社の施工計画にてお考え下さい。
34	交通保安要員は実施数量に変更可能と考えて宜しいでしょうか。	共通仕様書 19-4-4 に示すとおり、監督員が必要と認めた設計数量が検測対象となります。

35	特記仕様書の 26-14-4 地盤改良工 材料に記載されている設計添加量はロスを含まない数量と考えて宜しいでしょうか。	設計添加量はロスを含まない数量です。なお、特記仕様書 26-14-8 に示すとおり材料のロスは単価で考慮しております。
36	地盤改良工(パワーブレンダー工法)には特許料は計上されていると考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書 26-14-8 に示すとおり、地盤改良工に特許料は含まれます。
37	中層混合処理工に必要な工事用水は給水車によるものとなっておりますが、給水車は中層混合処理工の給水確保専用車と考えて宜しいでしょうか。また、中層混合処理工の施工日数分の給水車費用が計上されていると考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書 26-14 に基づき貴社の施工計画にてお考えください。
38	捨土掘削 土砂(表土)B の作業内容に最終処分場への処分費用が記載されていませんが、計上するものと考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書 18-2 に示すとおり最終処分場における処分費用は含むものとお考えください。
39	プレキャスト可変勾配側溝 Ds-VS-1.00-0.80 (F)の Co 蓋は L=0.5m/枚と考えて宜しいでしょうか。	設計図(土工) 107/134 の数量表のとおりコンクリート蓋は含まれません。
40	若手技術者・女性技術者の配置について 35 歳以下の女性技術者の配置計画がある場合、いずれの評価項目も満たすものと考えてよろしいのでしょうか。また配置開始時期についてご教示下さい。	35 歳以下の女性技術者の配置計画がある場合については、評価基準における「どちらの条件も満たす」となります。 配置期間については、共通仕様書 1-7-3 (2) に示すとおりです。